

| 字大字 上大坪下浅津 | 区域の変 更の届出 | 告示 | 告示 | 鳥取県公報 | 毎週火曜日及び 金曜日発行 | 昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可 | 発行所 鳥取県公報局東口一丁目 |
|-------------------|--|---------------------|--------------------|-------------------|--|--------------------|---------------------|
| 大字下 大坪下 浅津 | 鳥取県告示第四百五十五号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定 に基づき、羽合町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた ので、同法同条第二項の規定により告示する。 昭和四十一年八月九日 | 変更後の区 域 | 石破二朗 鳥取県知事 | 示 告 | 字の区域を変更する旨の届出 換地計画の認可 基本測量の実施を終わつた旨の届出 道路の位置の指定 計量器定期検査の実施 | △告示 | 昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可 |
| 字大字 神田下 分浅津 | 大字下 辨慶下 浅津 | 字大字下 味噌ノ屋 下浅津 | 字大字下 屋敷ノ下 浅津 | 字大字下 澤屋下 浅津 | 字大字下 治屋下 浅津 | 字大字下 大坪下 浅津 | 大字下 大坪下 浅津 |

鳥取県告示第四百二十一号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十条の規定に基づき倉吉市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年八月九日

| | |
|-------|--------------|
| 検査日時 | 鳥取県知事 石破二朗 |
| 九月十二日 | 午前十時から午後四時まで |
| 九月十三日 | 倉吉市役所 |
| 九月十四日 | 倉吉福祉会館 |
| 九月十五日 | 倉吉市役所 |
| 九月十六日 | 倉吉市役所 |
| 九月十九日 | 午前十時から午後三時まで |

計量器所在場所
倉吉市役所
倉吉市役所

鳥取県公報

41.8.13

昭和四年四月十五日第三種簡便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日が休日は、
(たる翌日)

鳥取県告示第四百二十一号
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
昭和四十一年八月十二日
鳥取県知事 石破二郎

解説
一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字諸鹿字沢川、大字若荷谷字浦山（以上二字国有林。
次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
- 三 水源のかん養
- 三 解除の理由
- 林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び若桜町場に備え置いて紙面に供する。）

鳥取県告示第四百二十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年八月十二日

鳥取県知事 石破二郎

解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字八河谷字鳴滝山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

金曜日

| | | | |
|---------|-----------------|---------|---------|
| 登録番号 | 肥料称の 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 |
| 鳥取県八号 | ナ七・〇魚か | 生産業者の名称 | 農業協同組合連 |
| 農業協同組合連 | 鳥取県経済農業 | 联合会 | 鳥取県経済農業 |
| 協同組合連合会 | 鳥取県経済農業 | | |